

## 奈良市特殊勤務手当検討委員会設置要項

### (目的及び設置)

第1条 奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年3月31日条例第17号）に定める特殊勤務手当について、社会経済情勢の変化や市民感覚、他都市との均衡等を踏まえつつ、その必要性、金額の妥当性等について抜本的に見直し、市民に対する説明責任を果たすとともに真の住民サービスの向上に資するため、奈良市特殊勤務手当検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年3月31日条例第17号）に定める特殊勤務手当の抜本的見直しに関すること。
- (2) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員4人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が適当と認める者

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (関係者の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第7条 委員会は、第2条に掲げる事項の検討が終了したときは、その結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、人事課において処理する。

(委任)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営その他について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、平成24年4月23日から施行する。

(この要項の失効)

2 この要項は、第7条の規定による報告が行われた日限り、その効力を失う。